

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令7-職3〕

第1 当審査会の結論

5 諮問に係る下記の表現活動1ないし3は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

記

10

（表現活動1）

令和7年12月に大阪市北区内で行われていた特定の団体の街頭演説を傍聴していた者（以下「本件傍聴者」という。）に対して行われた複数の発言者（うち2名については「発言者A」及び「発言者B」、その他の複数の発言者らを「発言者Cら」とする。）により行われた侮蔑的言動（以下「本件侮蔑的言動」という。）のうち、発言者Aにより行われた侮蔑的言動（以下「本件表現活動1」という。）

15

（表現活動2）

20 本件侮蔑的言動のうち、発言者Bにより行われた侮蔑的言動（以下「本件表現活動2」という。）

20

（表現活動3）

25 本件侮蔑的言動のうち、発言者Cらにより行われた侮蔑的言動（以下「本件表現活動3」といい、本件表現活動1ないし3を併せて「本件表現活動」という。）

25

第2 結論に至った理由

1 本件表現活動に係る関係人からの意見等

30

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるので、条例第5条第2項に規定する申出にかかる申出人は存在しない。

35

(2) 本件表現活動を行った者

条例第9条第2項では、表現活動を行った者について書面により意見

を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行った者が、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、
5 弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動については、下記2ないし4に記載のとおり、ヘイトスピーチに該当しないため、いずれも、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、本件表現
10 活動を行った者（以下「本件表現活動者」という。）については、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、本件表現活動者に対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に本件表現活動者が応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担
15 を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、本件表現活動者については、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に
20 基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

2 本件表現活動1のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第5条第1項第1号該当性について

本件表現活動1は、大阪市内で行われたことは本件表現活動を記録した動画から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。
25

(2) 特定人等に関する表現活動であることの必要性について

条例の制定経緯、文理、趣旨及び条例第2条第1項各号の規定によれば、表現活動がヘイトスピーチに該当するためには、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）に関する表現活動であることが要件となっている（以下この要件を「人種・民族性の要件」という。）。これは、表現活動が、特定人等の人種又は民族の属性を理由として、社会からの排除、権利若しくは自由の制限又は明らかに憎悪若しくは差別の意識若しくは暴力をあおることのいずれかを目的として行われるものであること（同項第1号参照）、及び、相当程度の侮蔑若しくは誹謗中傷をするもの又は脅威を感じさせるもののいずれかに該当するものであること（同項第2号参照）が、
30
35

当該表現活動において社会通念上認められることを要件としていると解される。よって、以下、本件表現活動1が当該要件を満たしているかについて検討する。

(3) 本件表現活動1について

5 本件表現活動1については、本件傍聴者に対して一般的に誹謗・中傷とされるような発言が認められ、本件傍聴者又はその思想・信条に対する何らかの不满を示すものとは考えられるものの、それ以上に人種又は民族の属性を問題にしているとは、社会通念上認められない。

10 以上から、本件表現活動1は、人種・民族性の要件を満たしておらず、条例に規定する特定人等に関する表現活動とは認められないため、条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する表現活動には該当しない。

(4) 小括

15 したがって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動1は、ヘイトスピーチには該当しない。

3 本件表現活動2のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第5条第1項第1号該当性について

20 本件表現活動2は、大阪市内で行われたことは本件表現活動を記録した動画から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 特定人等に関する表現活動であることの必要性について

25 条例の制定経緯、文理、趣旨及び条例第2条第1項各号の規定によれば、表現活動がヘイトスピーチに該当するためには、人種・民族性の要件を満たす必要がある。よって、以下、本件表現活動2が当該要件を満たしているかについて検討する。

(3) 本件表現活動2について

30 本件表現活動2については、本件傍聴者に対して一般的に誹謗・中傷とされるような発言が認められ、本件傍聴者又はその思想・信条に対する何らかの不满を示すものとは考えられるものの、それ以上に人種又は民族の属性を問題にしているとは、社会通念上認められない。

35 以上から、本件表現活動2は、人種・民族性の要件を満たしておらず、条例に規定する特定人等に関する表現活動とは認められないため、条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する表現活動には該当しない。

(4) 小括

したがって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動2は、ヘイトスピーチには該当しない。

4 本件表現活動3のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第5条第1項第1号該当性について

本件表現活動3は、大阪市内で行われたことは本件表現活動を記録した動画から明らかなので、条例第5条第1項第1号に該当する。

5 (2) 特定人等に関する表現活動であることの必要性について

条例の制定経緯、文理、趣旨及び条例第2条第1項各号の規定によれば、表現活動がヘイトスピーチに該当するためには、人種・民族性の要件を満たす必要がある。よって、以下、本件表現活動3が当該要件を満たしているかについて検討する。

10 (3) 本件表現活動3について

本件表現活動3については、本件傍聴者に対して一般的に誹謗・中傷とされるような発言が認められ、本件傍聴者又はその思想・信条に対する何らかの不满を示すものとは考えられるものの、それ以上に人種又は民族の属性を問題にしているとは、社会通念上認められない。

15 以上から、本件表現活動3は、人種・民族性の要件を満たしておらず、条例に規定する特定人等に関する表現活動とは認められないため、条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する表現活動には該当しない。

(4) 小括

20 したがって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動3は、ヘイトスピーチには該当しない。

5 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和7年度 令7-職3

年 月 日	経 過
令和 8年 1月 30日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 8年 1月 30日	調査審議（論点整理）
令和 8年 3月 16日	調査審議（論点整理）
令和 8年 4月 30日	調査審議（答申案）
令和 8年 6月 15日	調査審議（答申案）
令和 8年 6月 22日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）